

通所介護について議論されていること



9月18日に開催された社会保障審議会 介護保険部会において注目すべき資料が出されました。とりわけデイサービス事業については大きな改定になる可能性があり、今後の自社の方向性、並びに然るべき準備を検討するために、ご紹介いたします。

<介護保険法改正にあたっての論点>

【論点1】

通所介護の事業内容を類型化し、それに
応じて介護報酬にメリハリをつけては
どうか。※

【論点3】

小規模の通所介護については、少人数で
生活圏域に密着したサービスであるこ
とから、地域密着型サービスに位置づけ
てはどうか。

【論点5】

地域密着型サービスに位置づける場合、
移行に際しての事業所指定の事務、運営
推進会議の開催頻度等、事務負担の軽減
を併せて検討するべきではないか。

【論点2】

サービス提供実態を踏まえた上で、人員
基準の緩和を検討してはどうか。

【論点4】

選択肢の一つとして、通所介護（大規模
型・通常規模型）事業所や小規模多機能
居宅介護のサテライト事業所に位置づ
けることを可能としてはどうか。

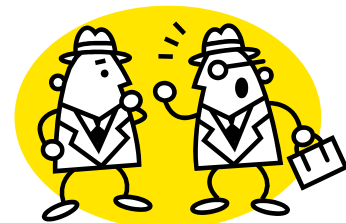
【論点6】

通所介護の設備を利用して宿泊サー
ビスを提供している場合については、届出、
事故報告の仕組みや情報の公表を行
い、利用者やケアマネージャーに情報が提供さ
れる仕組みとするべきではないか。

※ 補足

通所介護の類型化については以下の4つの区分に分けることが議論されています。

- | | | |
|--------------|---|-----------------|
| (1) レスパイトケア型 | → | (2)~(4)以外 |
| (2) 機能訓練型 | } | → 人員配置基準が厳格化？ |
| (3) 認知対応型 | | |
| (4) ナーシングケア型 | → | 医療法人が取り組む療養通所介護 |



今回の法改正においては、ショートステイの報酬単価との比較を背景とした批判から、レスパイトケア型のデイサービスにおいて報酬単価が大幅に引き下げられるのではないかとという予想も一部でされています。また、2015年4月以降は消費税が8%に上がるため、介護事業者の皆様にとっては3%分純粋に経費が増えることとなります。介護保険法の改正と消費税の増税を見据えて、今の内から今後の経営計画を立てられてはいかがでしょうか。